

## 重要な公の施設等を定める条例について

### 1 公の施設の設置、管理及び廃止又は長期的かつ独占的な利用について

#### (1) 公の施設の設置、管理及び廃止

公の施設は、住民の福祉の増進を図るための重要な施設であることから、その設置及び管理については条例で定めることとされています（地方自治法（以下「法」といいます。）第244条の2第1項）。これにより、公の施設の設置や廃止をするには、議決が必要となります。

#### (2) 重要な公の施設の長期的かつ独占的な利用

公の施設の廃止に至らない場合であっても、長期にわたって特定の人や団体に独占的な使用を認めることは、一般住民の公の施設を利用する権利を妨げることとなるので、条例で指定する重要な施設について、長期的かつ独占的な利用を許可しようとする場合には、議決を経る必要があります（法第96条第1項第11号）。

#### (3) 特に重要な公の施設の廃止又は長期的かつ独占的な利用

条例で定める特に重要な施設の廃止又は長期的かつ独占的な利用の許可（以下これらを「廃止等」といいます。）については、出席議員の3分の2以上の同意（以下「特別多数議決」といいます。）を要します（法第244条の2第2項）。

#### 【参考1】

施設の区分	廃止に要する議決	長期的かつ独占的な利用に要する議決	根拠規定
一般的な公の施設	2分の1	—	法第244条の2第1項
重要な公の施設	2分の1	2分の1	法第96条第1項第11号 法第244条の2第1項
特に重要な公の施設	3分の2	3分の2	法第244条の2第2項

\*長期的かつ独占的な利用の程度については、条例で定めることとされています。

### 2 他団体の状況（広島県内）について

広島県内の23市町では、尾道市1団体のみが重要な公の施設等を定める条例を制定しています。その他は、広島県が当該条例を制定しています。県内では、当該条例を制定している団体は2団体で、規定する重要な施設及び特に重要な施設は、右の表のとおりです。

#### 【参考2】

尾道市	広島県
水道事業施設、下水道事業施設、千光寺山索道事業施設、定期航路事業施設、市立学校、病院、しまなみ交流館、因島市民会館、ベル・カントホール、図書館、公民館、美術館	県立病院、県立学校、広島県総合グラウンド、広島県立総合体育館、広島県立図書館、広島県立美術館、広島県縮景園、宮島公園

\*下線：特に重要な施設

### 3 重要な公の施設等を定める条例の制定について

#### (1) 時代背景の検討

昭和23年の法の改正により、営造物（現在の公の施設概念を含みます。）について、独占的な利益を与えるような処分等をする際に、条例で定める営造物の区分に応じて、住民投票による過半数の同意や特別多数議決が必要となりました。これは、地方公共団体の財産を特定の者に不正に売り渡してしまうなど、行政運営における腐敗行為を抑止することを主な目的としています。

その後、昭和38年の法の改正により、営造物に関する規定を引き継ぐ形で、公の施設に関する規定が設けられました。廃止等に係る制限に関する規定は、このときの改正の内容のまま、現在まで残っています。

地方公共団体の公正な行政運営について、当時よりも適正に監視機能が働いている現代においては、廃止等についてのみ特別な制限を加える条例の制定には、慎重な判断が必要になるものと考えます。

#### (2) メリット及び留意すべき点

重要な公の施設等を定める条例を制定することで、廃止等に強い制限が掛かり、慎重な決定がなされることとなります。これにより、「重要」又は「特に重要」と規定された公の施設の存続を望む住民にとっては、より強く権利を保護されることとなり、住民生活が安定します。

一方で、財政的な負担を将来にわたって背負うことを望まない住民、廃止を伴っても集約による機能の強化を望む住民、長期的かつ独占的な利用の許可によって公の施設の設置目的を効果的に達成できると考える住民等にとっては、意思の反映がされにくくなりますので、条例の制定については、多面的かつ慎重に検討する必要があります。

#### (3) 執行部の考え方

重要な公の施設等に関する法の規定は、公の施設の廃止等について、住民の不利益が他の施設と比べて大きく、特別な扱いが必要な公の施設がある場合に、「重要」又は「特に重要」と位置付けることができるとされているものです。

いかなるものを重要な公の施設と位置付けるかは、地方公共団体の判断によって定めることとされており、全国で条例を制定している団体が一部であることから、制定の必要性も含めて地方公共団体の判断に委ねられています。

合併前の4町については、旧江田島町が条例で重要な公の施設等について定めていました。旧4町の条例及び規則は、合併協議会において方針を定め、事務事業の調整を踏まえた上で、必要なものを江田島市に引き継いでいます。現在、本市において重要な公の施設等を定める条例が制定されていないのは、必要性について検討・整理がされた上での結果といえます。

現在の人口減少による諸問題乗り越えるためには、限られた財源を工夫して最大限活用していかなければならず、本市では、市民の理解と協力を得ながら、公共施設の再編・整備を計画的に進めているところです。そのような本市の状況を踏まえた上で、(1)及び(2)を考慮すると、現在、特定の施設について「重要」又は「特に重要」と位置付ける必要性はないと考えられるため、条例案を提出する予定はありません。

#### 【参考3】新市建設計画（H16.4 合併協議会）抜粋

#### VII 公共的施設の統合整備

公共的施設は、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性や地域間バランス、さらには財政事情等を考慮しながら、順次統合整備を図っていく。

統合整備の検討に当たっては、行財政運営の効率化、現公共施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮する。

特に、住民窓口サービスは電算システムのネットワーク化等により、必要な機能の整備を行っていく。